

実施設計業務委託仕様書

共通仕様書

特記仕様書

千葉市建設局下水道企画部総合治水課

共通仕様書（測量業務、地質・土質調査、土木設計業務）について

1. 公開場所 千葉市ホームページ

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/gijutsukanri/siyousyo.html>

2. 内 容

- 1) 測量業務共通仕様書
- 2) 地質・土質調査共通仕様書
- 3) 土木設計業務共通仕様書 他

特記仕様書

第1条 適用

この特記仕様書は、土木設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、急傾斜地崩壊防止施設実施設計業務委託（登戸8-1）（以下「本業務」という。）に適用し、共通仕様書を補完するものである。

第2条 履行場所

千葉市中央区登戸5丁目地内

第3条 履行期間

履行期間は、契約日から令和9年3月19日までとする。

第4条 業務目的

本業務は、地形、地質、立地条件、周辺道路等の基本条件と整合を図り、構造、施工性、維持管理性、経済性の観点から、構造形式の比較検討を行い、急傾斜地崩壊防止施設の最適形式と基本構造諸元を決定する。また、経済的かつ合理的な工事の発注に必要な仮設計画、図面・報告書を作成することを目的とする。

第5条 業務内容

- ・ 受注者は現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設を配置する地点の地形、地質、湧水、周辺構造物、土地利用状況等のほか、工事用道路、仮設計画、施工ヤードの検討等、急傾斜地崩壊防止工事の設計に必要な条件を把握するものとする。
- ・ 本業務にて使用する測量成果及び土質調査結果については、発注者より貸与する。
- ・ 施設計画地は、民有地であるため、現地踏査時などで立ち入る際は、住民了解の下、良好な関係を築けるよう、十分に留意すること。
- ・ 受注者は、設計の基本条件、関係する技術基準について確認を行い、既往資料及び貸与資料を整理し、その内容に疑義がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- ・ 工法選定に際し、本業務は法枠による工法を標準手法と想定しているが、諸条件により、法枠工法が不可となる場合は、施工可能な工法について、地耐力、土圧等の安定、構造計算等を検討し、工法選定をする。
- ・ 構造形式が擁壁となる場合には、建築基準法第88条における擁壁その他これらに類する構造物に該当するため、同法で定められる設計者により、関係基準に適合する形で設計し、建築部局への許可申請資料を作成するものとする。
- ・ 受注者は、比較検討を行った3案以上に関する比較一覧表を作成する。比較一覧表の作成に当たっては、構造、施工性、維持管理性、経済性の観点から、各案の比較評価を行い、選定理由を添えて、最適な構造形式を記載する。
- ・ 受注者は、排水系統、付帯施設、仮施設設計画を検討し、平面図、断面図、展開図、構造一般図、詳細図、付帯工図、仮設図を作成する。
- ・ 報告書には、業務にて用いた基準、根拠等の出典を明らかにするとともに、地元住民説明にも用いるわかりやすさを念頭においた設計概要書を作成する。

- ・ 受注者は、発注者が貸与する急傾斜地崩壊危険区域指定申請図書について、千葉県との協議結果等を踏まえ、区域指定図書の修正を行うものとする。
- ・ 受注者は、区域指定図書の修正に必要な官民境界の境界確定協議を関係機関と実施し、協議資料の作成、協議への対応及び協議結果を反映した図書の修正を行うものとする。
- ・ 区域指定図書の修正及び官民境界の境界確定協議については、令和8年10月末までに完了し、千葉県への区域指定申請に支障が生じないよう業務を遂行するものとする。

第6条 建設副産物対策

設計に当たっては建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うと共に、建設副産物の検討成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。

第7条 設計協議

設計業務に際し、技術的又は業務遂行上必要な事項の打合せを行うこと。なお、打合せは、業務着手時、業務中間時、成果品納入時とし、中間打合せの回数は1回以上とする。

第8条 電子納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領令和8年2月国土交通省（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- (2) 成果品は「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】平成30年4月 千葉市」を参考にするものとする。
- (3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第9条 成果品の提出

成果品は下記、提出するものとする。

- ・ 電子ファイル 1式
- ・ その他監督員が指示するもの 1式

第10条 関連図書

本業務の施行にあたり、共通仕様書に定める図書のほか、以下の図書に基づき業務を行う。

- ・ 急傾斜地崩壊防止対策事業の手引き（改訂版） 千葉県県土整備部河川整備課 H24.3
- ・ 斜面对策工維持管理実施要領 一般社団法人斜面防災対策技術協会 H28.12
- ・ 全訂新版 フリーフレーム工法 理工図書株式会社 R2.7
- ・ 簡易吹付のり枠工 ソイルクリート工法 設計・施工指針（案） 簡易吹付法枠協会 R8.4

第 1 1 条 疑義

受注者は、業務履行中疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行うものとする。

第 1 2 条 情報共有システムの利用

本業務は、土木設計業務等における A S P 方式の情報共有システム（受注者希望型）に取り組む業務である。実施に際しては、別に定める「千葉市土木設計業務等における情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。